

令和5年度 第2回定例理事会議事録

1. 招集年月日 令和5年8月24日（木）
2. 開催日時 令和5年9月15日（金）午後2時00分から
3. 開催場所 東北遊商事務局 会議室
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数及び出席方法
 理事の数 12名 内出席理事11名
 監事の数 2名 内出席監事2名
5. 出席理事の氏名
 高橋一則 永山恵治 柳 漢成 柳 成浩 柏木信耶 川鍋 輝
 河村浩之 高橋 聡 杉本信夫 櫻井勝好 柳 成徳
6. 出席監事の氏名
 門田祐也 大久保康二
7. 議長の氏名
 理事長 高橋 一 則
8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 該当なし
9. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

第1号議案 経常利益（6月から8月分まで）に関する件〈報告事項〉

1 検定書類、確認証紙の発給状況

6月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	2,568	1,016	3,584	3,852	1,995	5,847
前年同月	2,964	1,810	4,774	4,145	5,554	9,699
増 減 率	-13.4%	-43.9%	-24.9%	-7.1%	-64.1%	-39.7%
年度累積	6,795	2,045	8,840	10,007	3,671	13,678
前年同期累積	8,870	4,358	13,228	12,697	9,634	22,331
増 減 率	-23.4%	-53.1%	-33.2%	-21.2%	-61.9%	-38.7%

7月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	2,618	586	3,204	3,916	2,299	6,215
前年同月	2,534	1,583	4,117	3,620	4,604	8,224
増 減 率	3.3%	-63.0%	-22.2%	8.2%	-50.1%	-24.4%
年度累積	9,413	2,631	12,044	13,923	5,970	19,893
前年同期累積	11,404	5,941	17,345	16,317	14,238	30,555
増 減 率	-17.5%	-55.7%	-30.6%	-14.7%	-58.1%	-34.9%

8月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	2,047	815	2,862	2,757	4,675	7,432
前年同月	2,047	1,642	3,689	2,852	3,813	6,665
増 減 率	0.0%	-50.4%	-22.4%	-3.3%	22.6%	11.5%
年度累積	11,460	3,446	14,906	16,680	10,645	27,325
前年同期累積	13,451	7,583	21,034	19,169	18,051	37,220
増 減 率	-14.8%	-54.6%	-29.1%	-13.0%	-41.0%	-26.6%

2 経営状況

○ 6月単月の営業損益

a営業損益				
売上総利益	13,262,900			
		販売費及び一般管理費	11,728,970	1,533,930
前年同月	17,903,862		10,502,276	7,401,586
差し引き	-4,640,962		1,226,694	-5,867,656
増 減 率	-25.9%		11.7%	-79.3%
b営業外損益等				
営業外収益	9,357,367	営業外費用	0	0
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0	0
		法人税、住民税、事業税	0	9,357,367
当月純利益(a+b)	22,620,267	-	11,728,970	10,891,297
			前年同月	19,234,634
			差し引き	-8,343,337
			増 減 率	-43.4%

○ 6月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益				
売上総利益	36,933,500			
		販売費及び一般管理費	38,078,601	-1,145,101
前年同月	52,566,328		35,979,712	16,586,616
差し引き	-15,632,828		2,098,889	-17,731,717
増 減 率	-29.7%		5.8%	-93.1%
b営業外損益等				
営業外収益	9,369,967		0	0
	0	営業外費用	0	0
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0	0
	0	法人税、住民税及び事業税	0	0
	0		0	9,369,967
当期純利益(a+b)	46,303,467	-	38,078,601	8,224,866
			前年同月	28,434,064
			差し引き	-20,209,198
			増 減 率	-71.1%

○ 7月単月の営業損益

a営業損益				
売上総利益	11,289,010			
		販売費及び一般管理費	13,367,194	-2,078,184
前年同月	13,873,914		14,117,790	-243,876
差し引き	-2,584,904		-750,596	-1,834,308
増 減 率	-18.6%		-5.3%	752.1%

b営業外損益等				
営業外収益	13,600	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0	
		法人税、住民税、事業税	30	13,570
当月純利益(a+b)	11,302,610	-	13,367,224	-2,064,614
			前年同月	52,924
			差し引き	-2,117,538
			増減率	-400.1%

○ 7月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益				
売上総利益	48,222,510	販売費及び一般管理費	51,445,795	-3,223,285
前年同月	66,440,242		50,097,502	16,342,740
差し引き	-18,217,732		1,348,293	-19,566,025
増減率	-27.4%		2.7%	-80.3%
b営業外損益等				
営業外収益	9,383,567	営業外費用	0	
	0	特別損失	0	
貸倒引当金戻入	0	法人税、住民税及び事業税	30	
	0		0	9,383,537
当期純利益(a+b)	57,606,077	-	51,445,825	6,160,252
			前年同月	28,486,958
			差し引き	-22,326,706
			増減率	-78.4%

○ 8月単月の営業損益

a営業損益				
売上総利益	10,541,140	販売費及び一般管理費	10,823,171	-282,031
前年同月	12,737,782		11,833,404	904,378
差し引き	-2,196,642		-1,010,233	-1,186,409
増減率	-17.2%		-8.5%	-68.8%
b営業外損益等				
営業外収益	233,891	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0	
		法人税、住民税、事業税	30	233,861
当月純利益(a+b)	10,775,031	-	10,823,201	-48,170
			前年同月	924,348
			差し引き	-972,518
			増減率	-105.2%

○ 8月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益				
売上総利益	58,763,650	販売費及び一般管理費	62,268,966	-3,505,316
前年同月	79,178,024		61,930,906	17,247,118
差し引き	-20,414,374		338,060	-20,752,434
増減率	-25.8%		0.5%	-79.7%
b営業外損益等				
営業外収益	9,617,458	営業外費用	0	
	0	特別損失	0	
貸倒引当金戻入	0	法人税、住民税及び事業税	60	
	0		0	9,617,398
当期純利益(a+b)	68,381,108	-	62,269,026	6,112,082
			前年同月	29,411,306
			差し引き	-23,299,224
			増減率	-79.2%

3 利用分量配当方法等

顧問契約先の辻・本郷税理法人仙台事務所、吉田氏より、基本的な利用分量配当方法等について、概要、次のとおり説明があった。

事業分量配当金は、総会時の利益処分案項目であるため、当然、税金を支払った後、定款で定められた利益準備金、特別積立金、教育情報費用繰越金等を積み立てた後の利益の中から拠出することになる。

まず、出資配当し、残額を利用分量配当することが望ましいとされている。

利用分量配当を支払った組合側は、法人税法上、損金算入が認められており、受け取った組合員側は益金算入となる。

その他、利用分量配当を行う場合は、次年度の総会の利益処分案に乗せる必要があるが、本年度は出来ない。値引きと利用分量配当を一緒に出来ないからであり、やるとすれば来年度中は値引きをしないで、その翌年度の総会でとなる。

なお、利用分量配当において悩むところは、利益処分案作成の際、内部保留金（任意積立金）の積立額をどの位にし、利用分量配当金をいくらにするかの加減が難しいところである。

第2号議案 令和5年度10月以降の書類発行手数料値引き率に関する件<審議事項>

事務局からの8月末までの検定書類等の発給状況、経営状況及び9月以降の経営状況の見込みなどの説明があった後、出席理事から、現在、利用分量配当の前倒しという意味で書類発行手数料を20%値引き(税別4,000円×0.8=3,200円)していること、全商協では、当該書類発行手数料の値引きは認めていないこと、本来の利用分量配当は、書類発行手数料等の定価で収入を得て、各種必要経費を差し引いた余剰金を当てるものであることなどの説明があり、今後の値引きの在り方等について審議した結果、組合運営のためには、値引きを継続するのは困難であるとの総意を得たことから、今年度10月以降は値引きをしないこととなった。

第3号議案 各種会議等開催結果に関する件<報告事項>

1 8月3日開催、全商協・2023年度第3回定例理事会結果

(1) 中古機流通協議会の報告について

佐々木専務理事から、次の通り報告があった。

中古機流通協議会の報告の中で、以前より話をしている電子取説の件について、9月1日の納品時から電子取説の運用が開始する。これに伴い、中古機流通協議

会で書面による決議を行い、8月1日に同協議会の全委員より承認を得た。

全日遊連より、中古機は全商協と回胴遊商が同じ日で運用を開始するように周知してほしいと依頼があったため、昨日、機械流通委員会の委員に伝え、回胴遊商の役員とも相談した結果、9月1日の打刻書類発給分から、改正された遊技機等点検確認受渡書を使用することで進めている。

これに伴い、第1回定例理事会で承認を得ている通り、同受渡書の改正による改修費用は5万円で、改修期間は約1週間を要する。9月1日から組合員が新書式を使用できるよう、8月24日のリリースを考えている。

岩下理事から、一点目、新たな遊技機等点検確認受渡書は、8月25日から使用しても問題無いのか確認したい旨の発言に関しては、9月1日の打刻書類発給分からとなる。そのため、おおよそ2週間後くらいに遊技機の設置が始まると思うので、その段階で使用していただくことになる。

二点目として、電子取説の件について、販社がホールから機械を購入する、又はホール間どうしで機械を購入した場合の責任の所在について、話し合われているか確認したいとの発言に関しては、その件についても、週明けに書面決議で承認が取れた内容を各地区遊商に発出する予定となっている。また、日工組と全商協で電子取説を無償で提供する旨が書かれた合意書を取り交わすことになっている。

(2) 各委員会からの報告について

ア 機械流通委員会に関する報告について

佐々木専務理事から、機械流通委員会に関する報告について、最初に副委員長の互選を行い、谷野委員と北委員が選任された旨が報告された後、次の通り報告があった。

スマート遊技機の動作確認用ユニットの件については、8月1日に全商協と回胴遊商の担当役員にて打ち合わせを行った。費用や運用面について、今後どのような形で組合員に伝えていくのか、詳細な運用等も含め改めて執行部に報告の上、理事会においても報告をしたい。

イ 社会貢献委員会に関する報告について

有田理事から、7月26日開催の社会貢献委員会について、次の通り報告があった。

全商協と各地区遊商共に、今まで行ってきた社会貢献活動を続けていく事を確認した。

また、オレンジリボン運動について、7月30日にポスターコンテスト表彰式が行われた。中村会長にご出席いただいたので、後程、ご感想を頂戴できればと思う。

中村議長から、毎年、ポスターコンテスト表彰式に参加しているが、とても

緊張感のある会場で児童虐待をどう考えるかという場となり、それぞれの思いを伝える場ともなっている。ポスターも約 800 作品の応募の中から選ばれた方達が参加している。その選ばれた作品の中から全商協賞を決めて、ご本人に盾と商品をお渡しして、どのようなコンセプトでポスターをデザインしたのかをお尋ねする。皆さんが思いをもってポスターコンテストに参加しており、毎年参加者が増えている。

全商協も協賛金を寄付し、全商協賞として選ばれたポスターを実際に作成して、事務局や組合員に掲示いただいている。オレンジを使うポスターや、温かみを出すようなデザインが多く、それぞれがよく考えてポスターを作成している。

11月はオレンジリボン月間となるため、社会貢献委員会においても様々な協力の方法を検討いただければ幸いである。

また、オレンジリボンポスターは一般の知らない方達が描いて応募している。全商協の組合員も応募できるような環境が作れないか、また、全商協や各地区遊商でコンテストが行えないかとの話が出ている。

我々は意識しているが、組合員やその家族がオレンジリボン活動を意識されているか、そこまで意識が広まれば児童虐待が無くせるような環境になるのではと思っている。協賛に加えて我々の仲間にも伝えることが、一番影響が大きいのではないかと感じている。

来年は組合員にもポスターのデザインを考えていただくような伝える活動について、社会貢献委員会においてもご相談いただければと思う、との発言があった。

(3) 会計報告について

事務局から、次の通り報告があった。

最初に 2023 年 5 月分の収益については、中古用と認定用の確認証紙発給が、共に事業計画より少なめの発給となった。また、費用については、2023 年度の確認証紙代で確認証紙発行費、推進機構への年間分の運営経費支払いで機構負担金、ミハマビルと新かにつのビルへの家賃支払いで地代家賃、弁護士への年間分と税理士の上半期分で顧問料、機歴管理システムの年間保守サポート費で電算機保守料、以上の項目で経費が多く掛かった。

次に 2023 年 6 月分の収益については、中古用と認定用の確認証紙発給が、共に事業計画よりも少なめの発給となった。また、費用については、日工組への広告宣伝協賛金、通常総会と懇親会等の開催により会議費、交際費及び退任慰労金、他団体への総会懇親会への出席で役員旅費交通費、事務局の移転に伴う費用、以上の項目で経費が多くかかった。

(4) 当面の諸問題について

ア 日工組とのスマートパチンコの中古移動に関する打ち合わせについて

佐々木専務理事から次の通り報告があった。

要点のみ報告する。スマパチの新台幣及び中古移動については、現段階で問題等は起きていない。

また、以前より日工組に要望していた、P機のコンプリート機能搭載機の一覧については、地区遊商事務局で同機能搭載機かどうか、判断に困らない様にするため日工組へ要望し、受領できることになっている。提供のタイミングは電子取説の運用を開始する9月1日以降に、日工組から全商協へ提供いただける予定となっている。

最後に、遊技機流通制度連絡会に係わる内容として、日工組と日電協にてメーカーへの各確認書の提出及び保管を、PDF等の電子データでも可能とする方向で進めていると報告があった。正式な運用開始日が決定次第、全商協にも報告が入る予定となっている。

イ 日遊協の定例理事会の報告について

中村議長から次の通り報告があった。

日遊協の定例理事会について、資料をご確認いただきたいと思うが、あくまでも理事会で報告された内容であって、日遊協で云々ということではない。21世紀会や政治連盟等で話し合われたことが報告されている。

ホール店舗の減少、依存症問題への対応や労働力不足等について、21世紀会や政治連盟にて話し合いが行われている。

21世紀会では職域支部を増やすという話が出ており、政治連盟で活動をしているが全日遊連と回胴遊商が積極的に動いている。各地区遊商でも皆さんに協力していただいているが、自民党に協力するのではなく各県遊協、すなわち我々のお客様に協力をしているという感覚で活動してはどうかとの意見があった。そのような考え方であれば、ホールが困っているので、我々も協力ができるようになるのではとのお話もあった。

職域支部を作らないという県遊協もあるが、それもひとつの考え方であるため、職域支部を作り一生懸命活動をしている県遊協には、その県にお住いの方達が協力していくような考え方で進めていってはどうかと思う。

政権与党の自民党にお願いしなければ効果が無いということで、お願いをする相手が自民党の先生方になっているという経緯となる。

我々は客観的に冷静になってどのような協力ができるのか、皆さんで理解した上で活動していけば良いと考える。見せかけで動いても何も力にはならない。全商協を含め商業組合は政治に関わってはいけないが、今は色々な事に関わっていく必要がある。例えばRSNの活動についても、費用を拠出して支援している。何故その費用を拠出しているのか、各地区遊商でも説明する必要があると思うの

で、しっかりと理解した上で話し合いを行う状況にあると思う。

日遊協理事会前に加盟団体会議が行われており、販社団体も含めた各団体の状況について報告をしている。夜間の作業や運送業者の2024年問題の話も出ている。2024問題は、我々はすでに始まっているため、専門委員会やプロジェクトチームを作り対応策を考えていく必要があると思う。運送業者だけでなく、我々も出費を抑えて収入を増やす方法等を皆さんで考えていく必要があると思う。

地域制も考えながら情報を持ち寄り、我々にとって都合の良い方法があれば、各県遊協に働きかけて変えていくことも必要である。

そのような活動や話し合いを日遊協で行っているし、日遊協も変化していくと思う。

ウ 全機連の通常総会の報告について

中村議長から次の通り報告があった。

全機連の通常総会については、推進機構の負担金、R S N会費や依存問題啓発週間諸費用等、全機連側における依存対策に係る経費負担の提案が行われ承認されている。また、10月5日(木)と6日(金)に宮崎のシェラトン・グランデ・オーシャンリゾートで全機連懇親会と親睦ゴルフコンペが開催することが決定している。

エ 次回の組織委員会と理事会について

中村議長から、次回の組織委員会と理事会は全機連懇親会の前日に実施したい。そのため、10月4日(水)に宮崎のシェラトン・グランデ・オーシャンリゾートにて組織委員会、理事会と懇親会、翌5日はフェニックスカントリークラブにて親睦ゴルフコンペを行いたい。ご案内は、後日事務局からご連絡する旨、発言があった。

オ その他

中村議長から次の通り発言があった。

最後にその他として、6月27日と28日に遊技機取扱技能研修センターにて遊技機取扱指導員養成研修会を実施した。

各地区遊商から2名から4名受講していただいたが、結果的には半数が合格し、半数が不合格となった。既に各理事もご承知のとおり、研修センターを利用して行うことになった理由は、全国で講習内容等に差が出ないようにするために、研修センターの協力を受けて指導員を育て、組合員が同じスキルを持って点検確認等の実務を行えるように、警察庁の指導で始まった。

一期生は全員合格しており、どこの地区遊商も指導員が2名いるので困ることは無い。次に受講するのであれば勉強をしていただき、不合格になったからもうやらないという事ではなく、指導員を増やしていく必要があるし、警察庁とも約束をしている、

我々は研修センターを使い、日工組や推進機構から講師を招き研修をしているし、警察庁もどのようなレベルでやっているのか確認をする。指導員を担う人は実務がきちんと行え、業界の流れや歴史を学んだ方が担う必要がある。

全商協においても各地区遊商が同じ意識を持って行っていこうという話をしているし、各理事も地区遊商へお戻りになった際には、そのようなお話をさせていただきたいと思う。

今回は半数が不合格となったが、次回から緊張感を持って参加いただけると思うし、とても良い体験になると思うので、各地区遊商で選抜していただければと思う。

以下、次の通り質疑等が行われた。

保山理事 勉強となる資料等はいただけないのか確認したい。今回の受講者には、地区遊商は〇×の筆記試験であるが、養成研修会の内容は全然違うので、よく話を聞くようにとは伝えた。少しでも資料を出していただいた上で、事前に勉強ができればいいと感じた。

中村議長 一期生と二期生の合格者が感じたことを、研修センターに話してみてもどうか。我々がそういう場を提供してあげれば良いのではないかと思う。

山名副会長 例えば車の運転免許証のように、合格された方の更新期限は無いという認識でいいか確認したい。

中村議長 まだそこまで決まっていないし、今後どのように運用していくかも我々で相談して、最終的には警察庁のお墨付きをもらう必要がある。

國分副会長 各地区遊商が共通で使える資料等を研修センターから頂戴できないか。

中村議長 そういう話も指導員で相談してはどうか。研修センターも出せるものと出せないものがあると思う。

高橋副会長 傾向と対策の一環として、次回受講する方達を集めて、何とか合格できるようなフォローを内部で行えないか確認したい。

中村議長 考えが違うところとして、私は合格した人に対して尊敬の念を持って、その人達が特別な何かを与えられるように、これから動いていきたいと考えている。そこまでの資格を持った方は特別な人であると思うし、そのような人達が多くなればいいと思う。

しかし、答えを教えて合格した人にその資格を与えるつもりはない。そうになってしまうと今と一緒にいるし、何も変わらない。努力しないとその資格は貰えないと思わないと、今の取扱主任者と変わらない。

一般の取扱主任者と、今回合格した指導員である取扱主任者のどこが違うのか、その違いがとても大事になってくると思う。

自分達を守るために何か考えないといけないし、そこで答えを教えてし

まったら価値が無い。それくらい我々は追い込まれている状況にある。

取扱主任者が特別だという事を我々が作っていく必要があるし、日工組や推進機構が認めてくれなければ、全日遊連も認めてくれない。そうでなければ、全日遊連は中古機流通に関する値上げにも応じてくれないと思う。
山本副会長 別件となるが、日遊協の取扱主任者講習試験のオンライン化について、進捗があれば教えていただきたい。

中村議長 日遊協が取扱主任者の更新時講習及び試験をオンライン化できな
か検討しているため、8 地区遊商の会場をお借りできないかと相談があり、
使っていただければとお話をした。

オンラインであれば、本人確認もQRで行え、少人数で数回に分けてリモートでの受講が可能となるため、日遊協と我々も助かる。

また、試験時の監督官も遊技機取扱指導員養成研修会に合格した指導員が行うなどの方法も考えられる。

コロナ禍が明けたこともあり、改めて日遊協で精査することになっているため、進捗があり次第、改めて各理事にもご報告すると共に、ご協力をお願いしたい。

2 7月21日開催、全商協・2023年度第1回機械流通委員会結果(zoom)

(1) 第1号議案副委員長の互選について

佐々木委員長から、令和5年度全商協機械流通委員会「副委員長」について、(中部遊商)谷野博委員並びに(関西遊商)北大将委員兩名への指名があり快諾され、意義なく了承されたこと、また、新年度初めての委員会であることにより、各委員から挨拶と自己紹介をおこなった。

(2) 第2号議案電子取説の運用について

佐々木委員長より、次のとおり報告があった。

取扱説明書の電子データ(以下、電子取説という。)運用について、製造業者団体から警察庁への説明が終わり、昨日7月20日に製造業者団体から全日遊連へ説明が終わり、運用開始時期は9月1日を予定としており、中古機流通協議会における「書面議決後」に各地区遊商に文書にて案内を行う。案内文書はお盆明け頃を予定している。

原則としては、販社は中古移動時にホールから電子取説を受領すること。電子取説なので、紙の取扱説明書の時のように、現物がないということはほぼないかとわれる。

また、「販社の取扱説明書受領確認」としては案ではあるが、現行の受渡書の枠外にあるくぎ確認シート受領欄を枠内の空白欄に移動して、「くぎ確認シート」と「取扱説明書」の受領項目に変更となり、チェックを付ける対応となる。こちらは、電子取説もしくは紙の取扱説明書に関わらずチェックする。

電子取説がどうしても入手できない際は、製造業者又は販売業者より入手することになった。

「運用」としては、製造業者から全商協に電子取説が送付され、全商協から地区遊商に送付する運用となるが、今件については継続して協議するが、当初は全商協から地区遊商へ送付する。

なお、地区遊商から組合員販社へ渡す方法は、メール又は組合員ホームページ等への掲載を想定している。

また、組合員しか利用できないQRシステムを利用し、型式マスターの一覧から電子取説を入手できるようにするのも一つの方法だと考える。

以下、質疑。

- ・九州遊商(岩下委員)より、運用開始9月以前にデータ化した物を渡して構わないか。

(佐々木委員長)良い。

- ・中国遊商(山本理事長)より、改めて日工組から全商協へデータが送付されるのか再確認したい。

(佐々木委員長)その通りである。

(3) スマート遊技機の動作確認用ユニットについて

佐々木委員長より、次のとおり報告があった。

動作確認用ユニットについて、緊急での必要台数アンケートの結果、全商協からは864台の発注を行う。

注意点として、動作確認用ユニットについては、まだ警察庁へ説明を行っておらず、日工組・日電協・全商協・回胴遊商と製造会社で協議中のため、仕様等は今後変更になるかと思われる。

運用時期については、11月頃に受付(個数)を行い、早くて12月に配布予定である。

以下、質疑。

- ・関西遊商(北副委員長)より、リセット作業について、リセット期限の1カ月前からリセットを受け付けるとのことだが、リセットした日からリセット日となるのか。期限前に行うと期間が短くなるので確認したい。

(佐々木委員長)製造メーカーに確認し、混乱しないように回胴遊商と詳細を詰める。

3 7月19日開催、令和5年度東北遊商・第3回機械流通委員会結果(zoom)

柳専務理事(機械流通委員会副委員長)から、委員会結果の報告がなされた。

(委員会報告は、ホームページ掲載につき省略。)

4 7月26日開催、全商協・2023年度第1回社会貢献委員会結果(zoom)

(1) 副委員長の互選について

全商協・社会貢献委員会副委員長に 東遊商 専務理事 小島 利幸 が互選された。

(2) 現在までの社会貢献活動について

全商協・事務局から、次のとおり説明があった。

主な活動としては、NPO 法人児童虐待防止全国ネットワークによる「オレンジリボン運動」への協力と、公益財団法人鎮守の森のプロジェクトが主催する植樹祭等への協力である。

オレンジリボン運動については、2015年9月にオレンジリボン運動を推奨するために、地区遊商も含めて、オレンジリボンのピンバッチ購入による寄付を行うとともに、ピンバッチを付けて会議等へ参加することで、オレンジリボン運動を広めていく活動を続けている。また、一般の方々へもオレンジリボン運動を広める活動として『子どもの虐待死を悼み命を讃える市民集会』へ参加するなどの協力をしている。2017年からはオレンジリボンポスターコンテストへ協賛し、毎年30万円を協賛金として寄付を行い、ポスターコンテストの募集作品の中から全商協賞を選考し、作者へ表彰盾と記念品を授与している。

次に、公益財団法人鎮守の森のプロジェクトについては、2014年7月に当該団体へ寄付を行ったことをきっかけに、森の防潮堤を築くための植樹活動等へ、社会貢献委員会のメンバーを中心に、人的な協力を続けている。植樹等の場所は、東日本大震災の被災地である、宮城県や福島県を中心に、森の防潮堤を希望する県や市町村の要望を受けて活動を続けている。ここ2,3年は被災地での植樹活動も落ち着いてきたこともあり、年2回から3回の活動を各地区遊商へご案内のみ送らせて頂き、活動への参加は各地区遊商でご判断いただいている。

(3) 今後の社会貢献活動について

事務局より、次のとおり説明があった。

オレンジリボン運動について、7月30日産業貿易センターにおけるポスターコンテスト表彰式において、中村会長から今回の全商協賞の受賞者の今井和瑚さんへ、表彰盾と記念品をお渡しする予定である。全商協賞の作品ポスターは、9月下旬から10月上旬を目途に地区遊商の事務局へ送付するので、オレンジリボン運動の活動への協力のため活用願いたい。また、オレンジリボン運動の市民集会が、11月5日に東京都の銀座ブロッサムで開催予定であり、同時にLIVE配信も行う予定なので、詳細内容が決まり次第連絡する。

鎮守の森のプロジェクトの活動に関する予定については、順次情報が入り次第、各地区遊商へ案内等を送付する。

なお、地区遊商での社会貢献活動を随時、全商協事務局へ報告頂き、全商協の

ホームページへの掲載と、業界誌各社への情報提供を行い、広報活動を積極的に実施したいので、各地区遊商で実施した社会貢献活動で、全商協へ情報提供できる活動については、順次連絡願いたい。」

(4) その他

各地区遊商ごとの今後の社会貢献活動について、情報共有のために報告願いたい旨の発言があり、次のとおり報告があった。

北海道 ～ 献血、ペットボトルキャップ回収、使用済み切手回収など

東北 ～ 植樹祭、レジリボングッズ購入、児童養護施設寄付、献血、広瀬川清掃活動、海岸清掃活動など

東日本 ～ 献血、レジリボンマスク街頭配布、各施設寄付・車いす寄贈など

中部 ～ 献血、河川清掃活動、ペットボトルキャップ回収、使用済み切手回収など

関西 ～ 清掃活動、献血、ホール駐車場見回りなど

中国 ～ プルタブ回収活動、ホール駐車場見回り、献血、清掃活動など

四国 ～ 献血、ホール駐車場見回り、使用済み切手回収など

九州 ～ 清掃活動、献血、日本赤十字社等寄付など

5 7月26日開催、回胴遊商東北支部との合同会議結果

杉本理事（社会貢献委員会委員長）から、会議結果の報告がなされた。

（会議報告は、第3回社会貢献委員会報告に含まれ、かつ、同委員会議事録がホームページに掲載されているため省略。）

6 7月12日及び9月1日開催、令和5年度東北遊商・第2回及び第3回社会貢献委員会結果

杉本理事（社会貢献委員会委員長）から、各委員会結果の報告がなされた。

（各委員会報告は、ホームページ掲載につき省略。）

第4号議案 申請書類代等滞納組合員への督促状発出等に関する件〈審議事項〉

事務局より、現在、㈱東栄商事東北支店においては、6月から9月分の書類申請代等及び7月から9月までのau通信料金等の未払金があることから、当該組合員あてに督促状を発出することとしたい旨が諮られ、早急に書留郵便により発送することが了承された。

第5号議案 組合員の各種届出に関する件

○ 事業所変更・代表者変更について〈報告事項〉

事務局から、次のとおり届け出されたことが報告された。

- ・ ㈱アーバン仙台営業所 新事業所所在地：宮城県仙台市若林区荒井6丁目12番地の1 クアホームズ 仙台荒井駅前403（電話 022-287-2702、FAX

022-287-2731) (9月1日付け変更、8月9日届出)

- ・ (株)アーバン仙台営業所 新代表者氏名：所長 高橋 哲
(旧代表者氏名：太田 昭仁氏。9月15日付け変更、9月8日届出)

○ 代表者変更について<報告事項>

事務局から、次のとおり届け出されたことが報告された。

- ・ 大都販売(株)P S北日本事業部 新代表者氏名：ブロック長 杉山 勇太
(旧代表者氏名：山口 敢氏。8月1日付け変更、9月1日届出)

第6号議案 組合員の代表者変更に伴う社会貢献委員の選任に関する件

大都販売(株)P S北日本事業部の代表者変更により山口 敢ブロック長の後任が杉山 勇太氏となったことに伴い、委員会設置規約に基づき、社会貢献委員であった山口氏に代わりに杉山氏を社会貢献委員に選出とてよいか諮られ、異議なく了承された。

第7号議案 その他

1 令和5年7月、秋田県の豪雨被害組合員への災害見舞金について<審議事項>

令和5年7月に秋田県を中心とした集中豪雨により床上浸水の被害を受けた(有)秋田遊機様に対する災害見舞金について、過去の災害見舞金の事例も参考に審議した結果、一金10万円を給付することとなった。

2 新台部会研修開催について<報告事項>

河村理事から、10月21日から翌日22日に、他地域エリア(北海道函館)のホール営業スタイルや機械導入状況見学等のため、新台部会員12名が参加して部会活動を行うこと、これに伴い部会活動費120万円を交付したいことが報告された。

3 各県遊協等チャリティ等ゴルフ大会について<報告事項>

(1) 中国遊商・第13回子供支援チャリティゴルフコンパの開催について

令和5年10月19日(木)、広島県東広島市へのゴルフコンパ参加者は、高橋理事長とすることが確認された。

(2) 第15回日遊協チャリティゴルフコンパの開催について

令和5年10月27日(金)、千葉県成田市へのゴルフコンパは、欠席することとなった。

(3) 東北遊連「定例会議」の開催について

令和5年9月7日(木)、福島県石川郡石川町での懇親会へは、五役5名が出席したこと、翌日の福島県西白河郡矢吹長での親善ゴルフ大会へは、高橋理事長及び柳漢成副理事長が参加したこと、20,000円を協賛したこ

とが報告された。

- (4) 秋田県遊協「2023年第17回チャリティゴルフコンパ」開催ご案内と「協賛支援活動」へのご協力について

令和5年9月29日(金)、秋田県秋田市でのチャリティゴルフコンパへは、高橋理事長及び櫻井理事が参加すること、協賛支援金を20,000円とすることが報告された。

- (5) 岩手県遊協「チャリティーゴルフ大会」の開催について

令和5年10月3日(火)、岩手県滝沢市でのチャリティーゴルフ大会へは、高橋理事長が参加すること、協賛金を20,000円とすることが報告された。

- (6) 宮城県遊協「宮遊協・遊技関連業者」チャリティ親善ゴルフ大会のご案内について

令和5年10月4日(水)、宮城県名取市でのチャリティ親善ゴルフ大会へは、永山副理事長及び柳漢成副理事長が参加すること、他組合から4名が参加すること、協賛金を100,000円とすること、副理事長2名の参加費を6,000円とすることが報告された。

- (7) 青森県遊協チャリティゴルフコンパのご案内について

令和5年10月12日(木)、青森県青森市でのチャリティゴルフコンパへは、高橋理事長が参加すること、協賛金を20,000円とすることが報告された。

- (8) 中部遊商・回胴遊商チャリティゴルフコンパのご案内について

令和5年11月2日(木)、岐阜県瑞浪市でのチャリティゴルフコンパについて、前日の意見交換会へは、永山副理事長及び柳専務理事が参加すること、ゴルフコンパ参加は、両理事の意向に任せることが確認された。

- 4 日遊協東北支部総会・実務セミナーの開催について<報告事項>

令和5年9月29日(金)午後4時から、仙台市「パレスへいあん」で開催されるの日遊協東北支部総会・実務セミナー及び午後5時30分からの懇親会へは、柳副理事長が出席することとなった。

- 5 LED照明蛍光管の処分等について

事務局から、事務局において10年ほど前に、2年ほど使用した事務室照明用LED照明蛍光管を保管しているが、希望する組合員に無償で提供したいこと、但し、適合するかどうかは、組合員自身で確認されたいことを通知したい旨報告があった。

- 6 その他の報告等事項について

- (1) (公財)福島県暴力団追放運動推進センター理事長感謝状贈呈打診等について

令和5年9月7日(木)に電話により標記贈呈打診があり、贈呈決定の場合は、同年11月13日(月)、福島県いわき市での暴力団根絶福島県民

大会で贈呈される予定であることに伴い事前に大会出席者等対応を検討した結果、倉島顧問が出席し、フェイム取材を依頼することとなった。

(2) 秋遊協会報のデザイン等について(ご確認)

以前の理事会において 30,000 円で会報に広告することとなっていたが、当該デザインの確認依頼があり、原案どおりとすることとなった。

(3) 安全運転管理者によるアルコール検知器の使用義務化等について

事務局から、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令のうち、令和 4 年 4 月 1 日施行が延期されたアルコール検知器を使用した運転前及び運転後の確認業務追加について、令和 5 年 12 月 1 日から施行される旨の話題提供があり、これに関連し、安全運転管理者の選任要件(本社、本店、支店、営業所ごとに所要の台数以上の場合には選任が必要)等や、安全運転管理者の追加業務の概要等が説明された。

なお、当該参考資料を当組合ホームページ、組合員専用ページ、その他書類に掲載することとなった。

7 次回理事会の開催日について<審議事項>

令和 5 年 11 月 17 日(金)午後 2 時予定とし、終了後、忘年会開催予定とする。

以上をもって、午後 4 時 30 分終了した。